

「定額減税しきれないと見込まれる人」への調整給付金の案内

▶定額減税しきれないと見込まれる人に調整給付金を支給します

国の経済対策として、本人及び扶養親族等1人あたり所得税3万円と個人住民税(安城市で課税されている人は市民税・県民税)1万円が控除される**定額減税**が実施されています。その際、定額減税しきれないと見込まれる人に、定額減税しきれないと見込まれる額を1万円単位に切り上げて算定した「**調整給付金**」を支給します。

※定額減税についての詳細は本紙6月号参照。



▶対象者へ確認書を送付します

調整給付金の対象となる人へ確認書を送付します。7月下旬以降に郵送しますので、必ず開封して確認してください。



給付金の支給手続き

- 1 確認書が届く
- 2 必要事項を記入
- 3 **本人確認書類(通帳の写し等)とともに返送**
※給付金を受け取るためには返送が必要です。
- 4 給付金が口座に振り込まれる



申請期限

10月31日(木)

マイナンバーカードを持っている人は
オンライン申請のほうが手軽です
※確認書にQRコードが印刷されています。

▶定額減税しきれないと見込まれる人とは？

次の①又は②のいずれか、もしくは両方に当てはまる人

- ①所得税分の定額減税可能額が「令和5年分所得税額から推定する令和6年分推計所得税額」を上回る人
- ②個人住民税所得割分の定額減税可能額が「令和6年度個人住民税所得割額」を上回る人

(例)妻と子供2人を扶養するAさん

- 扶養親族等(控除対象配偶者+扶養親族)：3人 ※国外居住者を除く。
- 令和5年分所得税額から推定する令和6年分推計所得税額(減税前)：2万9000円
- 令和6年度個人住民税所得割額(減税前)：2万円



調整給付金の算出及び給付額

- 所得税分定額減税可能額 = (本人+扶養親族等3人) × 3万円 = **12万円**
- 個人住民税分定額減税可能額 = (本人+扶養親族等3人) × 1万円 = **4万円**

所得税	定額減税可能額	令和6年分推計所得税額	控除不足額(①)
	12万円	2万9000円	9万1000円
住民税所得割	定額減税可能額	令和6年度個人住民税所得割額	控除不足額(②)
	4万円	2万円	2万円
調整給付金	所得税分の控除不足額(①)	住民税所得割分の控除不足額(②)	控除不足額(①+②)
	9万1000円	2万円	11万1000円

この金額を1万円単位に切り上げるため、12万円の調整給付金が支給されます。

問合せ

安城市調整給付金コールセンター (☎77)1525) ※11月29日(金)まで。

●受付時間 午前9時～午後5時(土)(日)(祝を除く)



▶詳細は
市HPを参照